

高齢者施設等管理者・施設長 様
通所・短期入所介護サービス事業所管理者 様

大 阪 府 福 祉 部 高 齢 介 護 室 長

高齢者施設「スマホ検査センター」の対象拡大等について

日頃より大阪府政への御理解御協力を賜りお礼申し上げます。

令和3年1月21日から開設いたしました高齢者施設「スマホ検査センター」につきまして、3月9日（火）午前9時より、別添1に記載の障がい者入所施設等、障がい者通所サービス事業所等、児童養護施設等、救護施設等の職員・利用者を新たに対象に加えるほか、高齢者通所サービス事業所等については、現在職員のみ対象となっていたところ、利用者にも対象を拡大いたします。

また、対象拡大に伴い、名称を『高齢者施設等「スマホ検査センター」』と改称いたしますので、あわせてお知らせいたします。

◆高齢者施設等「スマホ検査センター」（以下「検査センター」という）について

- ・高齢者施設等におけるクラスターの発生防止と感染拡大の最小化、福祉サービスの安定的な提供を確保するため、従来のかかりつけ医や保健所（新型コロナ受診相談センター）での体制に加え、職員・入所者に少しでも症状が出た場合にスマートフォンやPCでインターネットから検査申込できる仕組みを構築し、簡易・迅速に検査を行うものです。
- ・検査センターの利用にあたっては、検査申込マニュアル及びホームページの注意事項やFAQ一覧をご確認下さい。また、お問合せは以下メールアドレスにてお願いいたします。

◆大切な注意点

- ・受診が必要な場合（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合）などは、お近くのかかりつけ医にご相談ください。
- ・夜間・休日やかかりつけ医がいない方などは、施設等所在地や職員の住所地を管轄する保健所（新型コロナ受診相談センター）へご相談ください。

★【検査センターホームページ】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html>

★【検査センターに関するお問合せメールアドレス】

kensasental@medi-staffsup.com

【添付資料】（各施設種別共通資料）

- ・別添1 検査対象施設種別
- ・別添2 高齢者施設等「スマホ検査センター」の利用にあたってのFAQ等
- ・別添3 検査センターの概要
- ・別添4 高齢者施設等「スマホ検査センター」における検査申込マニュアル
- ・別添5 検査センター本部・サテライト所在地
- ・別添6 福祉施設等の管理者、職員の皆様へ

★検査の申込は上記WEBページへ

★検査センターへのお問合せは上記メールアドレスへ

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

施設指導G 06-6944-7106 居宅G 06-6944-7099